

I 病虫害発生予察事業実施要領

昭和61年5月31日付け農改第432号
最終改正 平成22年4月1日食政第45号

第1 趣 旨

農作物の安定生産と品質向上の確保を図るため、適時かつ経済的な病虫害防除の推進に資することを目的とした病虫害発生予察事業（以下「発生予察事業という。」）の実施については、「食の安全・消費者の信頼確保対策事業実施要領」（平成20年4月1日付け19消安第15443号農林水産事務次官）及び「植物防疫対策事業の運用について」（平成20年4月1日付け19消安第15437号消費・安全局長）に定めるもののほか、この要領により行う。

第2 事業の内容

1 調 査

（1）定点調査

適時かつ経済的な病虫害防除を推進するため、定点予察ほ場を設置し、病虫害発生状況の調査を行う。

（2）巡回調査

適時かつ経済的な病虫害防除を推進するため、一般ほ場における病虫害発生状況の調査を行う。

（3）現況調査

本道における病虫害の長期的な発生予測や防除対策の検討に資するため、その発生及び防除状況を調査する。

（4）調査は、別に定める調査実施要領及び調査実施基準により行う。

2 予察情報の提供

（1）発生予察情報は、防除を適期に合理的かつ経済的に行うための技術的な基盤となるものであるため、その提供は迅速かつ確実に行われるよう努めるものとする。

（2）情報提供責任者は、原則として病虫害防除所長とする。

（3）発生予察情報の種類は、植物防疫対策事業の運用についての第7のイによるほか、特定の地域に対しより具体的に注意等を促すことが適切であると認められる場合に発表する地区報とする。

（4）地区報の様式は、他の発生予察情報に準ずるものとする。

（5）発生予察情報の提供先は、防除に関する企画、指導、実施、広報等を行う機関及び団体等とする。

第3 実施体制及び業務

1 発生予察事業推進会議

道は、毎年度、発生予察事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、農政部、総合振興局、振興局、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、その他関係機関による発生予察事業推進会議を開催し、発生予察事業の実施方針等について協議する。

2 農政部の業務

- (1) 発生予察事業の対象農作物及び病虫害を定めること。
- (2) 発生予察事業の運営について必要な指示、調整を行い、事業を円滑に推進すること。

3 病虫害防除所の業務

- (1) 発生予察事業の実施について、総合振興局、振興局、農業改良普及センターに対し、必要な指示、調整を行うこと。
- (2) 予察のために必要なほ場を設置し、定点調査を行うこと。
- (3) 調査観察資料を解析し、発生予察情報の作成及び提供を行うこと。
- (4) 総合振興局、振興局及び農業改良普及センターに対し、発生予察事業の実施に必要な指導、助言を行うこと。

4 総合振興局及び振興局の業務

- (1) 管内において、巡回調査及び現況調査等が円滑に実施されるよう、農業改良普及センターに必要な指示、調整を行うこと。
- (2) 病虫害防除所が発表した発生予察情報を、管内の関係機関・団体に伝達すること。
- (3) その他発生予察事業の実施に必要な連絡調整等を行うこと。

5 農業改良普及センターの業務

- (1) 一般ほ場において、巡回調査及び現況調査を行い、その結果を病虫害防除所及び総合振興局又は振興局に報告すること。
- (2) 新病虫害の発生や病虫害の特異的な発生を認めた場合は、その発生状況を病虫害防除所に報告すること。
- (3) その他発生予察事業の実施に必要な調査に協力すること。

6 業務の委託

- (1) 第2の1の(1)の定点調査の実施及び第2の1の(1)，(2)，(3)の調査結果の取りまとめ並びに調査結果の解析等に係る業務について、地方独立行政法人その他知事が必要と認めるものに委託することができるものとする。
- (2) 道及び(1)の業務を受託した地方独立行政法人その他知事が必要と認めるものは、病虫害発生予察事業の円滑な推進のため、緊密な連携体制を確保するものとする。

《参 考》

北海道における病害虫発生予察事業実施体制図

